

## 令和 5 年度第 2 回鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の協議概要

【日 時】 令和 5 年 9 月 4 日（月）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 1 0 分まで

【場 所】 県庁第 2 庁舎第 2 2 会議室

【出席者】 鳥取県医療費適正化計画策定評価委員  
（事務局）健康医療局長、健康政策課長、医療・保険課長、他担当職員

## 【議事概要】

## 1 前回委員会の協議概要について

○意見に対する方針等について説明。

※意見等なし

## 2 第四期鳥取県医療費適正化計画について

○事務局より国基本方針の概要及び第四期鳥取県医療費適正化計画の骨子案等について説明。

※意見等なし

○事務局より第四期鳥取県医療費適正化計画の素案等について説明。

《主な意見》

## ア 生活習慣病の早期発見及び重症化予防の推進

○全体の健診受診率だけではなく、被保険者、被扶養者別等、細分化した上で、どこに力を入れていくかが必要。

○高齢者は医療機関に定期的に通院している方も多く、健診を受けなくてもいいと思っている方がいるのではないかと考えている。広域連合では、今年度からみなし健診を始めた。

○特定保健指導は、企業と連携した事業で、痩せる等の名目を前面に出した取組を行っていくことで、生活習慣病の予防につながると思う。

○集会所等の集まりや身近な運動場所等を周知していくことも大事。

○県民に対して歯周病と糖尿病の関係がまだ十分に理解されていない部分がある。

## イ 高齢者の特性を踏まえた疾病予防・介護予防の推進

○高齢者の保険事業と介護事業の一体的実施で、後期高齢者広域連合と連携して、通い場等でオーラルフレイル対策を行っていきたいと考えているが、歯科衛生士の確保として、各地区歯科医師会に設置している医療連携室に在籍している歯科衛生士がこの事業に活用できないか。

（答）医療政策課が所管している事業であったため、担当課に意見を伝えた。当該事業の目的に合致する内容であれば活用できる可能性があるとのこと。

## ウ ジェネリック医薬品及びバイオ後続品の使用促進

○バイオ医薬品は先発品でも後続品でも、患者側としては高額療養費に該当すると思われるため、保険者で通知しても効果としてはあまりないのではないかと考える。

○バイオ後続品は、使用される医師がどこまでこだわるかにより利用率は変わってくると思われる。

○地域フォーミュラリについて、当初計画には載せなくても、第四期計画期間中に方針を考える機会を設ける等、追記していただくことを検討いただきたい。

(答) 電子処方箋同様、全国の動向を注視し必要であれば計画を見直す方針としたい。

#### エ 医薬品の適正使用の促進

○電子処方箋は、機器の製造が追いついていない等の状況のため、今後の整備状況を見て、第四期計画の見直し等の場で議題にあげたらいいと思う。

#### オ 医療資源の効果的・効率的な活用について

○抗菌薬の適正な使用に関しては、自身が処方する抗菌薬の現状の把握に努めて振り返る機会が必要という意見もある。

○抗菌薬については、以前は多く使用されていたが、現在は少なくなっているのが現状。

○化学療法については、単に医療費の多い少ないということだけではなく、がん検診の受診率やがん罹患率等、周辺の状況も分析の上、検討してはどうか。

○がん患者の化学療法は多いという感覚はあるが、外来へ移行できる方は外来への移行で動いており、入院から外来へ化学療法をシフトしても、外来での受け皿、スペースや人材等に限りがあるため、ただシフトすればいいという問題ではないと思われる。

※保険者協議会での意見を踏まえ、計画案を見直し（別途説明）

#### カ その他

○各取組の目標項目について、他の項目も検討してはどうか。

(例) 生活習慣病であれば、がんの視点からも項目を検討。高齢者の疾病予防・介護予防であれば、介護予防というタイトルから要介護状態はどうか。フレイル予防では健康寿命の指標はどんな状況か。等

(答) 高齢者の疾病予防・介護予防の推進においては、要介護状態の視点からも現状、目標を設定することを見直した。(別途説明)

○各データの出典について、取得場所の URL 等、もう少し詳細に記載してはどうか。

(答) 医療計画等と一体的に策定することから、他の計画との記載内容のバランス(他の計画でも URL 等の記述はしない方針)を考慮し、現状のままとさせていただきたい。

### 3 今後の予定等について

事務局より次回以降の委員会の開催予定時期等を説明。

※意見等なし。